

「仏暦二五五四年改正タイ王国憲法（第一版）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五四年改正タイ王国憲法（第一版）

前文省略

第一条

本憲法を「仏暦二五五四年改正タイ王国憲法（第一版）」と呼ぶ。

第二条

本憲法は官報公示日の翌日から施行する。〔施行日は二〇一一年三月五日〕

第三条

タイ王国憲法の第九三条、第九四条、第九五条、第九六条、第九七条及び第九八条の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「第九三条（構成）

衆議院は選挙区選出の三七五人及び比例代表選出の一二五人の合計五〇〇人の議員で構成する。

衆議院議員選挙においては直接投票及び秘密投票の方法を使用し、投票用紙は各一枚ずつ使用する。

衆議院議員選挙の原則及び方法は衆議院議員選挙及び参議院議員選出についての憲法付属法令に従う。

何らかの事由により衆議院議員の空席が生じ、まだ補欠選挙が実施されていない場合、衆議院は現有の衆議院議員で構成する。

第一〇九条（二）の規定下に、衆議院の任期途中において比例代表制で選出された議員が一二五人に満たない事由がある場合、比例代表で選出された議員は現有議員で構成する。

何らかの事由により総選挙で選出された衆議院議員が五〇〇人に達しない場合、衆議院議員総数の九五%以上であれば、その議員数で衆議院を構成するものとみなす。ただし一八〇日以内に本憲法の規定に基づく定数に達するようにしなければならない。後に選出された衆議院議員の任期は衆議院の残り任期と同じとする。

第九四条（選挙区方式の選挙方法）

選挙区方式の衆議院議員の選挙において、いずれかの選挙区の選挙権者はその選挙区の一人の立候補者に投票する権利を有する。

衆議院議員一人に対する人口の計算は、選挙の実施年より前の年に発表された最新の住民登録数に基づく全人口を三七五人の衆議院議員数で割って均等させ、議員一人当たりの人口を割り出す。

各県の衆議院議員数は、第二段に基づく計算で割り出した衆議院議員一人当たりの人口

をもってその県の人口を割り、人口が第二段に基づく議員一人当たりの人口に満たない県は議員数を一人とする。議員一人当たり人口を上回る人口を有する県であれば、議員一人当たり人口に達するごとに議員数を一人加算する。

第三段に基づき各県の議員数が得られた時、その合計数が三七五人に満たなければ、第三段に基づく算出から得られる余り数が最も多い県に議員数一人を加え、以下同様に三七五人に達するまで余り数が次に多い県に順に割り振っていく。

一人以下の衆議院議員を選挙する県は県域を選挙区とみなし、二人以上の衆議院議員を選挙する県は同じ人口数を有する選挙区に県域を分け、各選挙区が衆議院議員数を一人有するようにする。複数の選挙区を有する県では選挙区域がつながっていなければならない、各区の人口数は近似していなければならない。

票数は投票所で集計し、その投票所の集計結果は総計のために選挙区で集められ、選挙委員会の規定に基づきその選挙区内の一か所で公開により集計結果が告示される。ただしその土地に必要な事情があれば、選挙委員会は別段の集計結果の総計及び集計結果の告示を定めることもできる。ここに衆議院議員選挙及び参議院議員選出についての憲法付随法令の規定に従う。

第九五条（比例代表方式の選挙方法）

比例代表方式の衆議院議員選挙においては、政党が作成した名簿に基づき選挙する。このとき選挙権者は一つの名簿にだけ投票する権利を有し、全国区域を選挙区とみなす。

第九六条（名簿作成提出）

第九五条に基づく立候補者名簿において、政党は一二五人を超えない名簿を一つ作成し、選挙区方式の選挙の立候補者届出日の前に選挙委員会に提出する。

政党の比例代表候補者名簿の提出後、投票日の前もしくは当日に、その政党の名簿の比例代表候補者が提出した数に達しない事由が生じた場合、それがどんな事情であっても、その政党の名簿が現有候補者数しかないものとみなし、この場合には衆議院は現有議員で構成されるものとみなす。

第九七条（名簿の作成方法）

比例代表方式の衆議院議員選挙のための政党の立候補者名簿は以下のように作成する。

（一）立候補者名簿は各地方からの立候補者名簿によって構成され、公正かつ男女間の機会、適正な割合、平等性に配慮しなければならない。

（二）名簿のリストは他の政党が作成した名簿と重複してはならず、第九四条に基づく選挙区方式の立候補者のリストと重複してはならない。

（三）名簿は番号順に並べて作成する。

第九八条（比例算出方法）

各選挙区において選出される各政党の名簿に基づく立候補者の比例算出においては、各政党の選出を受ける者の人数配分のために、全国での各政党の得票数をまず合計し、議席数で割った比例基準値を算出する。各政党名簿内の立候補者は各政党の得票数に従い、比例基準値に基づきその政党の名簿内の順位にそって選出される。ここに衆議院議員選挙及び参議院議員選出についての憲法付属法令で規定した原則及び方法に従う。

第九四条第六段の規定を比例代表方式の衆議院議員選挙の票集計に準用する。ここに選挙委員会はずまず県における仮集計を定めることもできる。」

第四条

タイ王国憲法の第一〇一条の（五）を廃止する。

第五条

タイ王国憲法の第一〇九条（二）の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「第一〇九条（議員の補充）

（二）比例代表方式の選挙による衆議院議員の議席が空席になった場合、衆議院議長は空席が生じた日から七日以内に、その政党の政党名簿の次点者を代わりの衆議院議員に昇格させることを官報で公示する。ただし昇格する次点者が名簿にない場合、比例代表議員は現有議員により構成する。」

第六条

第七条の規定下に、勅令で本憲法の施行の公布後の最初の衆議院総選挙の実施を定める日まで、本憲法によって改定増補されたタイ王国憲法の第九三条、第九四条、第九五条、第九六条、第九七条、第九八条、第一〇一条（五）及び第一〇九条（二）の規定を適用しない。

第一段に基づき本憲法により改定増補されたタイ王国憲法の規定を適用しない間、本憲法により改定増補される前の当該条項及びその規定に従うために制定された衆議院議員選挙及び参議院議員選出についての憲法付属法令の規定を適用する。

第七条

国会は、本憲法に従うための衆議院議員選挙及び参議院議員選出についての憲法付属法令の改定増補を本法令の施行日から一年以内に審議し、承認する。

第一段に基づく手続きが終了する前に衆議院議員総選挙を実施しなければならない場合、選挙委員会はその選挙に適用するため本憲法に合致した衆議院議員選挙の原則、方法を定め、布告する権限を有し、本憲法と相反矛盾する部分において衆議院議員選挙及び参議院議員選出についての憲法付属法令の規定に代えて選挙委員会布告の規定を適用する。

● 仏暦二五五四年改正タイ王国憲法（第二版）

前文省略

第一条

本憲法を「仏暦二五五四年改正タイ王国憲法（第二版）」と呼ぶ。

第二条

本憲法は官報公示日の翌日から施行する。[施行日は二〇一一年三月五日]

第三条

タイ王国憲法の第一九〇条の内容を廃止し、以下の内容に代える。

「第一九〇条（条約）

国王は諸外国あるいは国際機関と和平条約もしくは停戦条約またはその他の条約を締結する権限を有する。

タイ領土もしくは国家主権区域、あるいはタイ国が主権を有する国外区域、条約または国際法に基づく権益区の変更に係る条項のある、または条約に基づき法令を制定する必要がある条約、もしくは国の経済または社会の安全保障に広大な影響を及ぼす、あるいは国の貿易、投資または予算面で拘束のある条約は、国会の承認を受けなければならない。ここに国会は当該の件の提出を受けた日から六〇日以内に審議を終えなければならない。

第二段に基づく諸外国もしくは国際機関と条約を締結するための手続き前に、内閣は国民に情報を提供し、公聴会を開かなければならず、その条約に係る説明を国会になさなければならない。ここに内閣は承認を求めるために国会に交渉の枠組を提出する。

第二段に基づく条約調印後、拘束義務が生じる前に、内閣は国民がその条約の詳細にアクセスできるようにし、条約の遵守が国民または中小企業に影響を及ぼす場合、内閣は影響を受ける者に対し迅速、相当、公正な解決または救済を進めなければならない。

国の経済・社会の安全保障に広大な影響をもたらす、もしくは貿易または投資に重要な拘束をもたらす条約の種類、交渉枠組み、策定プロセス及び方法を定め、その条約により利益を得る者と影響を受ける者の間の公正さ及び一般国民に考慮し、当該条約の遵守により影響を受ける者に対する解決または救済を定める法律があるようにする。

第二段に基づく問題がある場合、憲法裁判所が裁定権限を有する。ここに第一五四条（一）の規定を憲法裁判所への提出にも準用する。」

第四条

本憲法によって改定増補されたタイ王国憲法の第一九〇条に基づく法律は、本憲法の公

布日から一年以内に制定する。

(おわり)